

所 属	生活安全課
所属長	木下 禎章
電 話	06-6489-6502

**【取材案内】 緊急事態宣言発令時に速やかに街頭啓発を実施します！**

尼崎市では、兵庫県が4月25日に「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定された場合、兵庫県と協力の上、速やかに街頭啓発を実施します。（詳細については下記参照）

また、宣言期間中、広報車による感染拡大防止の呼び掛けについても、土日も含め毎日実施します。



**緊急事態宣言ポスター**

**1 駅前における啓発キャンペーンの実施**

(1) 実施日時

①令和3年4月25日（日）午前10時～11時（※）

（※）宣言発令が25日以降となった場合、当該啓発は発令日初日の同時時間帯に実施します。

②令和3年4月30日（金）午前7時30分～8時30分

③令和3年5月 3日（月・祝）午前10時～11時

(2) 実施場所

阪神尼崎駅北側中央公園内

(3) 実施内容

- ・通行人へのマスクの配付
- ・大型連休期間中を含む、不要不急の外出自粛・感染防止の徹底等の呼び掛け

**2 広報車による音声啓発の実施**

(1) 実施日程

令和3年4月25日（日）～5月11日（火）

なお、宣言期間が変更となった場合、同期間にあわせて実施します。

(2) 実施内容

市内一円を広報車・消防車両・じんかい収集車により音声啓発

以 上